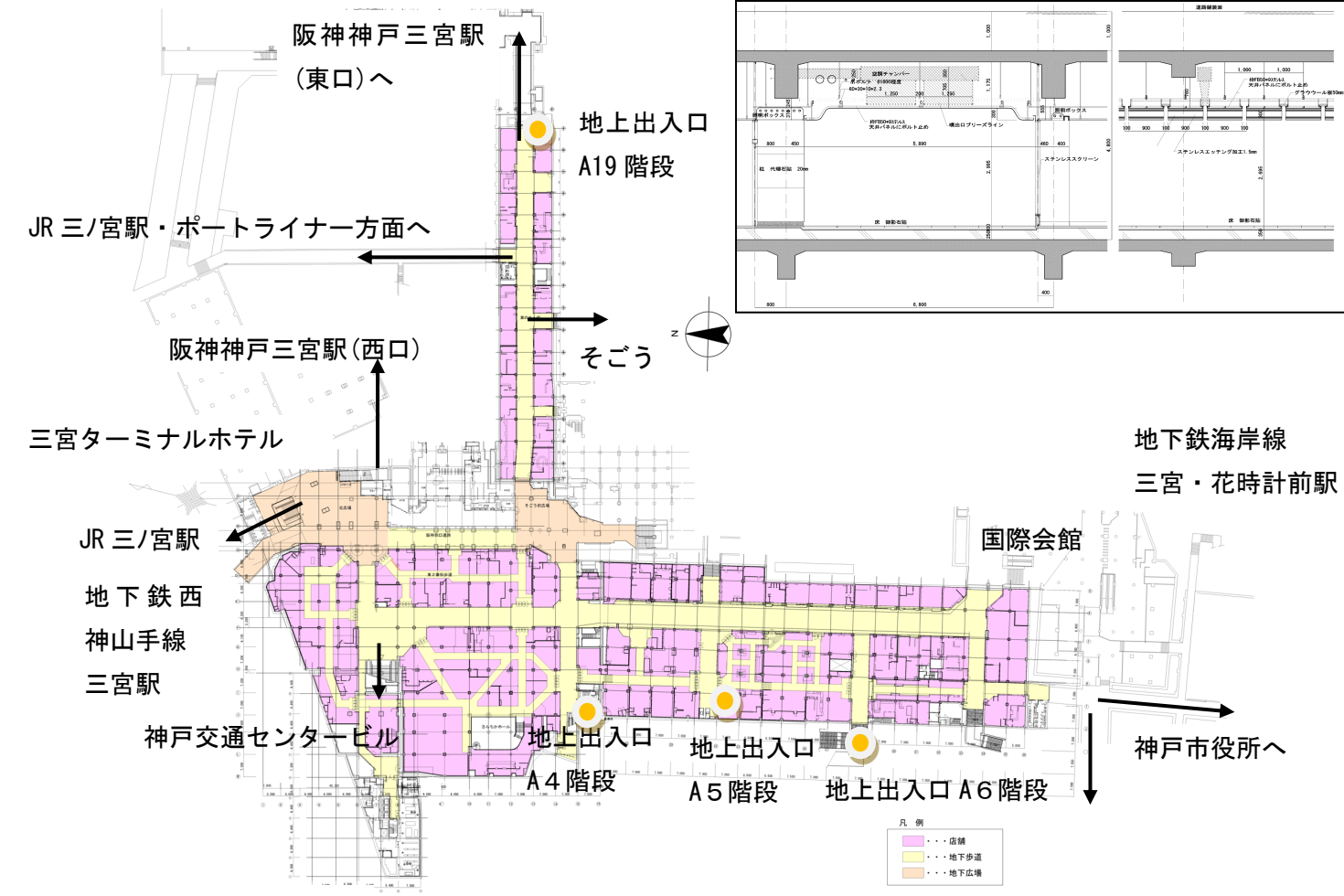


三宮地下街防災推進計画

平成27年2月26日

神戸地下街株式会社

1. 地下街の名称、位置、区域及び面積

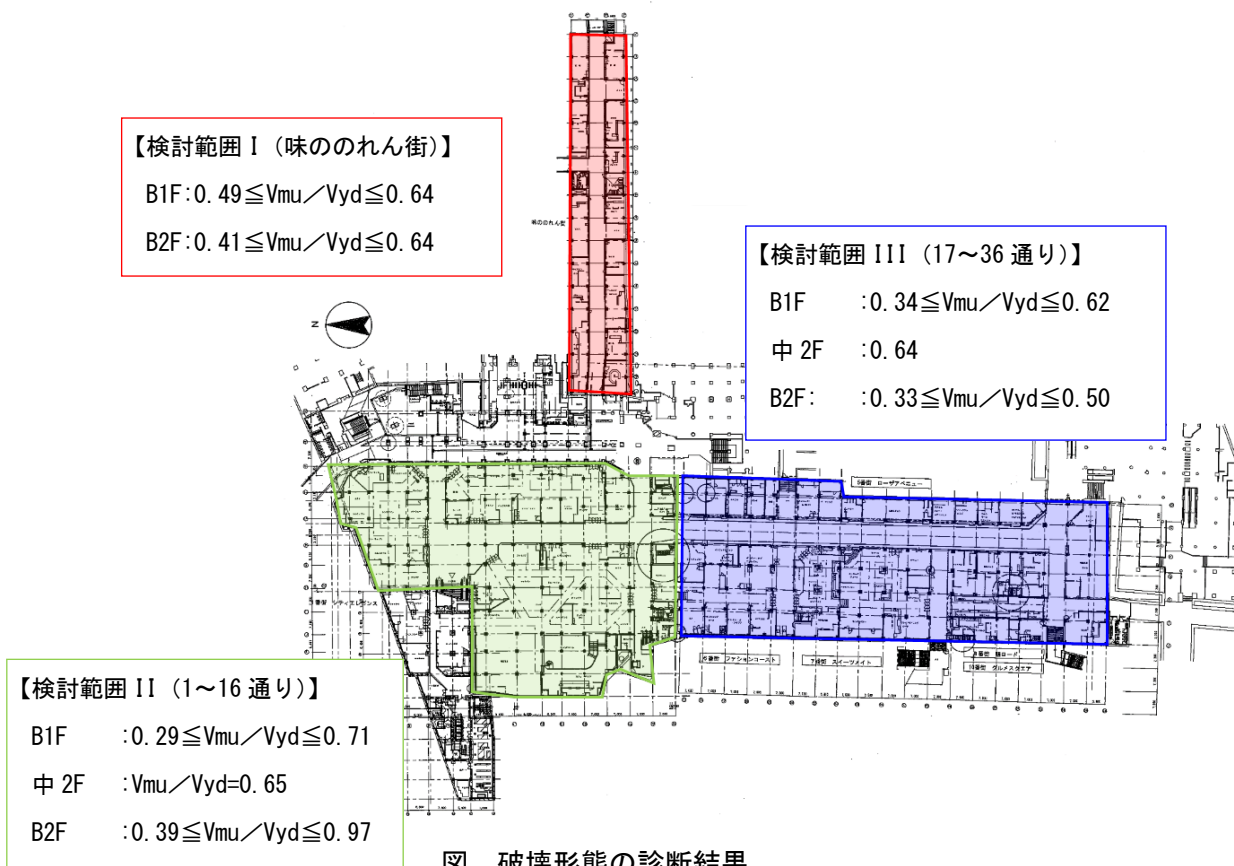
地下街の名称	三宮地下街				
地下街の位置	兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目10番1号				
地下街の区域					
全体面積	19,109㎡	地下通路面積	3,190㎡	その他（機械室・電気室）	5,774㎡

2. 地下街管理会社の代表者	
	神戸地下街株式会社 代表取締役社長 新屋 学
3. 防災管理責任者及び管理体制	
防火・防災管理者（統括管理者）	経営企画・危機管理担当 理事 ト部 哲次郎
管理体制	自衛消防組織の編成と任務（編成表） <pre> graph TD A["防火・防災管理者 (統括管理者)"] --> B["本部隊長 防災センター長"] A --> C["＜北地区隊＞ 地区隊長 名店会管理副委員長"] A --> D["＜南地区隊＞ 地区隊長 名店会管理副委員長"] A --> E["＜東地区隊＞ 地区隊長 名店会管理副委員長"] B --> B1["通報連絡班 (3名) 班長 防災センター員 班員 防災センター員 班員 総務課員"] B --> B2["初期消火班・安全防護(3名) 班長 防災センター員 班員 防災センター員 班員 施設課員"] B --> B3["避難誘導班 (3名) 班長 防災センター員 班員 防災センター員 班員 販売促進課員"] B --> B4["応急救護班 (3名) 班長 防災センター員 班員 防災センター員 班員 管理防災課員"] C --> C1["初期通報連絡班 全店舗店長"] C --> C2["避難誘導班 全店舗店長"] D --> D1["初期通報連絡班 全店舗店長"] D --> D2["避難誘導班 全店舗店長"] E --> E1["初期通報連絡班 全店舗店長"] E --> E2["避難誘導班 全店舗店長"] </pre>

4. 安全点検・調査結果

耐震診断結果

- ・耐震診断は「地下街に関する調査報告書，国土交通省 都市・地域整備局，平成 22 年 3 月」の事例②（鉄道系の診断方法による事例）に準じて実施した。
- ・平成 26 年 8 月、柱に対する破壊形態の照査を実施した結果、全ての柱が「曲げ破壊先行型（＝曲げ破壊時のせん断力 $V_{mu} \div$ 柱のせん断耐力 $V_{yd} \leq 1$ ）」であることが確認された。エリア毎の V_{mu}/V_{yd} 値を下図に示す。
- ・曲げ破壊先行型の柱は変形性能が大きいことから一般的な地盤条件であれば十分に耐震性能を有すると考えられる。



	天井(全量)点検結果	・今回の取り組みとして、天井板を取り外し、天井部のすべての箇所について点検を実施する。
5. 地下街防災推進事業において行われる補助対象事業		
	1) 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備	・天井部の工事において既存の天井板（ステンレスパネル）をすべて撤去する。 ・撤去作業の進捗に配慮しながら、天井廻り等（躯体および設備等）の点検を併行して進める。 ・点検を実施した結果を反映して、公共地下通路の天井廻り等（躯体および設備等）の補強・補修を適宜、実施していく。 ・新しい天井部は点検がしやすく、重量の軽い素材を適用した軽量化パネルに交換・復旧する。 （なお、天井部の全量点検結果を取りまとめ、「4. 安全点検・調査結果」に反映させる。）
	2) 避難施設、防災施設の整備	・避難シミュレーションを実施し、避難計画等の検討を行う。 ・上記の検討結果は、地下街での避難時における接続ビルや店舗等との調整を行うための基礎資料として検討内容を共有する。 （避難シミュレーションの検討結果を踏まえて、非常用照明装置や避難誘導装置を引き続き検討する。）
	3) 避難啓発活動	・地下街利用者等への避難啓発活動を実施するうえで接続ビルや鉄道事業者等への理解を深める必要がある。そのため、今までの避難啓発活動の内容を整理して、改善点を確認したうえで実施できるところから啓発活動を実践する。
6. 補助対象事業の計画期間、概算事業費		
	1) 補助対象事業の計画期間	・平成26年度
	2) 補助対象事業の概算事業費	(1) 防災性向上に資する施設の整備費 【652百万円】 ・天井部の全量点検 55百万円 ・天井部の改修・補強工事 597百万円 (2) 避難施設、防災施設の整備検討費 【8百万円】 ・避難シミュレーション実施等 8百万円 合計 【660百万円】

7. 関連事業		
	○都市再生緊急整備 地域の指定と関連 事業	—
8. 避難誘導計画		
	○災害等緊急を要す る事態が発生した 場合の基本的な避 難誘導の考え方	(1) 避難誘導に関する基本的な考え方 ・避難の開始について、防火・防災管理者（統括管理者）は、地震が発生した場合、パニック防止を図るとともに、避難判断基準に基づいて避難させるか、在館させるかを判断し、指示を出す。なお、防災関係機関から避難命令が発令された場合は、速やかに避難誘導を行う。 ・避難指示の伝達は、視聴覚障害者や外国人等を考慮し、基本的には放送設備を使用して行うこととするが、場合によっては防災センター員が現地で避難誘導を行うものとする。 (2) 避難方法、避難経路についての考え方 ・防火・防災管理者（統括管理者）は、地震時における避難については、来街者等のパニック防止に努めるほか、次の点に留意して避難させる。 ①防火・防災管理者（統括管理者）は、非構造部材の損壊危険等が予測される場合は、来街者を速やかに屋外へ避難させる。 ②防火・防災管理者（統括管理者）は、避難の指示を出すまで、テナント従業員及び来街者等を落ち着かせ、照明器具や棚等の転倒・落下に注意しながら、柱の周りや壁ぎわなど安全な場所で待機させる。 ③防火・防災管理者（統括管理者）は、全館一斉に避難させる場合は、避難者をブロックごとに分け、避難順を指定して行う。 ④防火・防災管理者（統括管理者）は、避難を行う場合、本部隊長及び地区隊長と連携し、各ブロックの避難経路に避難誘導員を配置して行う。 ・地上への避難について、本建物の躯体は耐震構造上安全であるが、非構造部材の損壊やガス、電気設備等の損傷による二次災害発生の危険性又は浸水被害の可能性もあることから、テナント従業員及び来街者等は地

		上に避難させることを基本とする。 ①本部隊長は、地上の安全を確認したうえでテナント従業員及び来街者等を避難させる。 ②避難誘導にあたっては、拡声器又はメガホン、保安指示灯等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。 ③避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を確実に行う。 ④本部隊長は、傷病者等の自力避難困難者に対しては、担当員を派遣して避難援助させるなどの対応を行う。 ⑤本部隊長は、避難状況を統括管理者に逐次報告する。 (3) 情報収集・情報伝達に関する体制、内容についての考え方 ・公共交通機関等の運行状況及び地震の被害状況の把握に努め、館内放送等を活用して、来街者に情報を伝達する。なお、帰宅困難者についての情報を関係機関等へ連絡する。 ・社員や社員家族の安否情報の確認・手段としての通信機関の災害伝言ダイヤル等を活用した連絡体制の確立を図る。 (4) 警戒宣言等が発せられた場合の対策 ・統括管理者は、警戒宣言の発令及び南海トラフ巨大地震に係る津波発生の警報が発せられた場合は、「さんちか浸水時避難確保・浸水防止計画」に基づき行動するものとする。
--	--	--